

焼津市環境衛生自治推進協会 ごみ集積所環境整備事業補助金交付要綱

第1 趣旨

会長は、ごみの収集の利便性の向上及び地域の環境美化を図るため、家庭ごみの集積のための施設（以下「ごみ集積所」という。）の設置又は修繕を行う支部に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ集積所 自治会又は町内会が設置し、管理する燃やすごみ及び容器包装プラスチックの集積所をいう。
- (2) 施設等 燃やすごみ及び容器包装プラスチックを回収するための施設及びこれに類するもので、ごみの飛散を防ぐことができるものであること。

第3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、令和7年3月10日までに完了するもので、かつ、当該事業の実施について他の団体の補助を受けていないものとする。

- (1) 施設等の設置又は修繕を行う事業
- (2) 工作物の設置又は修繕を行う事業

第4 補助額

第3に規定する事業に要する経費とし、原則として別表に定める額とする。ただし、会長が定める期日を経過し、予算の範囲内において執行残額が見込まれる場合は、この限りではない。

第5 交付手続き

補助金の交付を受けようとする支部は、補助対象事業完了後に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
 - イ 事業実績書（第2号様式）
 - ウ 領収書又はその写し
 - エ 完了の状況が分かる写真
 - オ 建築確認申請書の写し（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けることが必要な場合に限る。）
 - カ その他会長が必要と認める書類
- (2) 事業完了期限 募集期ごとに定めることとする

(3) 提出期限 事業完了の日から起算して20日を経過した日

第6 交付決定及び条件

会長は、第5の規定による交付申請及び実績報告があった場合には、その内容を審査し、
適当と認めるときは、その旨を交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により申請者
に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において
も善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなけ
ればならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿
及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 補助金の請求

交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書（第
4号様式）を会長に提出しなければならない。

第8 その他

この要綱に定めのない事項については、焼津市環境衛生自治推進協会役員会にて協議
するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金に適用する。

焼津市環境衛生自治推進協会ごみ集積所環境整備事業補助金交付割り振り表

- 1 1 枠あたりの上限額は 50 千円とし、各支部 2 枠とする。
- 2 2 枠を 1 か所で使うことも可能とする。ただし、ごみ集積所の大規模修繕や、利用世帯数が多く 2 つ以上の折り畳みネットボックスを設置する必要がある場合に限る。

支部名	補助枠	補助上限額	支部名	補助枠	補助上限額
焼津第 1	2	100,000 円	中島	2	100,000 円
焼津第 2	2	100,000 円	飯淵	2	100,000 円
焼津第 3	2	100,000 円	利右衛門	2	100,000 円
焼津第 4	2	100,000 円	吉永	2	100,000 円
焼津第 5	2	100,000 円	高新田	2	100,000 円
焼津第 6	2	100,000 円	宗高	2	100,000 円
焼津第 7	2	100,000 円	大井川東	8	400,000 円
豊田第 8	2	100,000 円			
豊田第 9	2	100,000 円			
豊田第 10	2	100,000 円			
小川第 11	2	100,000 円	西島	2	100,000 円
小川第 12	2	100,000 円	上泉	2	100,000 円
小川第 13	2	100,000 円	下江留	2	100,000 円
港第 14	2	100,000 円	上新田	2	100,000 円
東益津第 15	2	100,000 円	つつじ平	2	100,000 円
東益津第 16	2	100,000 円	小計	30	1,500,000 円
東益津第 17	2	100,000 円	合計	76	3,800,000 円
大富第 18	2	100,000 円			
大富第 19	2	100,000 円			
大富第 20	2	100,000 円			
和田第 21	2	100,000 円			
和田第 22	2	100,000 円			
港第 23	2	100,000 円			
小計	46	2,300,000 円			